

# 広報 まき

●巻頭特集

## 賢い消費者に なるために—。

2012年10月号

巻頭特集  
賢い消費者になるために—  
消費者庁  
消費者庁  
消費者庁  
消費者庁  
消費者庁  
消費者庁  
消費者庁  
消費者庁  
消費者庁  
消費者庁

賢い消費者になるために

# 甘い言葉と、うまい話にご用心。



## 悪質商法のターゲットは主に若者と高齢者

「おめでとうございませう。あなたは〇〇人の一人に選ばれました。お会いして詳しく説明をしたいと思いますか？」

「新しくできたエヌティヴックサロンです。今なら無料で体験できますよ」「自宅にいなから高収入！ サイトビジネスにも最適です」……こんな言葉、どこかで見たり聞いたことあることはありませんか？ 言葉巧みに誘い出し、人の弱みにつけ込んで高額な商品を売りつける「悪質商法」、そのターゲットは主に若者と高齢者です。

## なぜ、若者と高齢者？

若者がねらわれる場合『将来の夢』が大きなポイントです。「金もうけができる」「高級車が買える」など、若者ならではの夢がかなえてみたい夢を、あなたも実現するかのよつに甘い言葉で近づいてきます。また、比較的金を自由に使えることや、「おかしい」と思ってもなかなか断れないことなどを利用し、近づいてくるのです。

では、高齢者の場合はどうでしょう。高齢者をターゲットにする悪質業者は、まず話し相手になることから始めます。一人暮らしの高齢者は、家で過ごす時間が多く、人と接する機会があまりありません。見ず知らずの人でも優しく声をかけられると、つい信用してしまいがちです。悪質業者は、「お年寄りには親切に弱い」という弱点をついてくるのです。

## あなたの人生をも狂わす 甘い言葉に気を付けよう



悪質商法の口は実にさまざま。街頭で声をかけられる訪問販売や、メール、電話勧誘、そして最近では、携帯電話やインターネットによる被害も目立ってきています。

「もうかる」などと甘い言葉にのせられ、借金をしてまで商品を買ひ込んでしまつと、今度はその借金が何倍にも膨れ上がり、最終的には自己破産(多重債務)になってしまつケースも。悪質商法は、相手の人生まで狂わせてしまつのです。

それでは、実際にどのような商法があるのか、また被害に遭わないための心構え、そして万が一被害を受けてしまった時の対処法について、考えてみましょう。

# あなたはいくつわかる？ 悪質商法

悪質商法は他人事ではありません！

## 巷町でも実際にあったこんな商法

●訪問販売でしつこく話を聞かされ羽毛布団を買ったが、その後も「クリーニングが必要」「羽毛も腐るので、入れ替えが必要」などと連絡がくる。(契約の前に、本当に必要なものかどうか、よく考えましょう)

●「消防署の方から来ました。消火器の点検をしています」などと訪問し、「期限が切れているので新しいものと交換しないといけない」と消火器や中の薬剤を買わせる。(消防署や市町村職員が直接、消火器の販売をすることも、一般家庭での消火器設置義務はありません)

●町内小学校の児童宅に電話がかかり、「5年生中心に百科事典が届いている。注文したか確認したい」「担任の〇〇先生(実名)からも許可を得ているので、クラス全員の住所を教えてください」と、児童の住所や電話番号を聞き出す。また、注文した覚えがないのに品物が届く。(不審な場合は、相手の名前・電話番号を聞き、会社等に問い合わせたうえで対応してください。品物が送りつけられた場合は、早急に返却を)

●5日・10日の市の日に合わせて、買い物に来たお年寄りなどを対象にチラシ等を配り、営業所に連れて行って商品等を売る。(商品を契約する前に、家族などとまず相談を)

「悪質商法なんて他人事」と思っている皆さん。次に知られているのは、あなたかもしれません。



**①(催眠)商法**  
閉め切った会場で、日用品などを夕夕同然に配って雰囲気を感じ上げた後、最終的に、布団類などの高額な商品を売りつける商法。



**②内職・モニター商法**  
「自宅でできて高収入」「サイドビジネスに最適」と折込広告やタイレフトメールで募り、材料や機械を買わせたり、登録料や受講料を払わせたりする。しかし実際には、セールスとおりの仕事を紹介しない。



**③キヤッチセールス**  
アンケートなどを装って街頭で通行人に近づき、喫茶店や営業所に連れていって、商品・サービスを売りつける。

**④ネカタイプ・オフショア(送り付け)商法**  
注文していない商品を一方的に送り付け、相手が「受け取った以上義務がある」と勘違いして支払うことをねらった商法。代金引換郵便を悪用するケースも。



に残された番号にかけ直すと、出会い系サイトの広告やアタルト系番組等の案内テープにつながる。かけ直しただけでは、通常の通話料金以外の高額な請求がくることはないと思われ、相手が自分の電話番号が残り、無用なトラブルを招く恐れがある。

**⑤資格商法**  
「受講するだけで資格が取れる」などと資格取得に関する講座や教材を契約させる。勤務中など忙しい時間帯をねらって電話をかけてきて、「結構です」などこいまいいな返事をすると、「承諾した」と強引に契約を迫る。

**⑥アポイントメントセールス**  
電話やはがきで「当選した」「会ってお話したい」と、販売目的を隠して喫茶店や営業所に呼び出し、商品・サービスを売りつける。



**⑦携帯電話の「ワンギョウ」**  
携帯電話に電話がかかり、1コールで切れてしまう(ワンギョウ)。着信履歴

整理屋・紹介屋  
整理屋とは、複数の金融会社から借り入れしている人をねらい「あなたの債務を整理、解決します」と広告し、悪徳弁護士を紹介したり、不当な手数料だけを取って債務整理をしない業者。紹介屋とは、あなたも自分で融資するよう思わせて「あなたの信用状態はよくない。うちでは貸せないのでは」かの店を紹介する」といふつかの金融業者に行くよう指示(実際は何の紹介も仲介もしない)。融資が受けられると法外な紹介料を請求する業者。

# 大切な財産を守るのは、あなた自身です。

～悪質商法の被害に遭わないための5か条～

## 1. うつろい話をよく聞く

「うまい話は耳が痛い」と思っているが、「あなたには特別で…」と、特別な言葉をかけてくれる人がいます。



## 2. 目撃者の備えが自分を救う

悪質業者は次にあなたをねらっているかもしれない。目撃者から被害防止対策を考えておく必要があります。



## 3. おかしきり言を聞いて「うしろめたさ」

相手はプロです。中途半端な態度が「一番危険」です。特に「結構です」といって、え方は皆定の意味にも取られかねません。



## 4. おかしきり言を聞いて「早く確認」

不審に思った場合は早めに近くの警察や消費者センターなどの相談窓口にご相談しましょう。契約後でも「クーリング・オフ（無条件解除）」ができる場合があります。



## 5. 説明内容は書面で確認

説明内容は契約書面に記載されているか、確かめる必要があります。



# もしも、被害に遭ってしまったら…

## 新潟県消費生活センターにおける「最近の相談受付状況」

新潟県消費生活センターでは、日々、県内各地からの悪質商法など消費生活に関する相談に応じています。同センターがまとめた平成14年1月の相談件数は583件（このうち巻町の相談件数は13件）で、これは、昨年の同月（334件）と比べ1.7倍以上の増加となっています。また平成13年4月から平成14年1月までの、巻町民から同センターへの相談件数は82件で、相談者（当事者）を年代別で見ると、20代・30代がそれぞれ18件と最も多く、ついで50代の15件、40代の12件が多くなっています。相談内容では「フリーローン・サラ金」が10件、「資格講座」が9件、「情報提供サービス」が5件でした。



## 困った時は早めの相談を

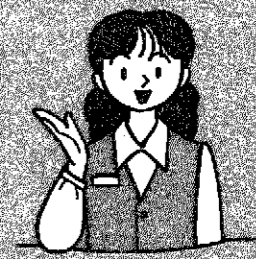
「注意していたのにトラブルに巻き込まれてしまった」「家族が被害に遭ってしまった」など、もしも悪質商法の被害に遭ってしまった時は、自分だけで解決しようとせず、下記の消費者相談窓口へ相談しましょう。第三者に相談することで、自分自身も問題を冷静に考えられるようになり、また人の意見を聞くことで、違った視点からの解決策が見えてきたりすることも。

しかし、一番大事なのは被害に遭わないこと。見知らぬ人が親しげに近づいてきたり訪問したりしてきたら用心する、心当たりのない小包等の荷物は安易に受け取らず、家族に心当たりがあるか確認してから受け取る、預貯金などのプライバシーは他人に明かさな、など普段から心がけましょう。

また契約の際は、説明どおりの内容が記載されているか書面を確認したうえで、納得してから契約をするようにしましょう。いざにしても、少しでも「おかしい」と感じた時には、まず家族や身近な人に相談し、その場で契約しないように十分注意することが大切です。

# 「クーリング・オフ」って、なに？

契約（申込み）後、手紙やはがき（契約解除通知書）により申込みの撤回・契約の解除ができる制度です。解除の申し出ができる期間は、契約のための書面を受け取った日を始めて8日以内（マルチ商法、内職・モニター商法の場合は同じく20日以内）と定められています。



契約解除通知書の書き方  
※「契約解除」または「内容証明郵便」を出してください。

## 契約解除通知書

私は平成〇年〇月〇日に〇〇（価格〇〇円）の購入契約を締結しましたが、都合により、右契約を解除します。つきましては、私が代金の一部として支払った金〇〇円を、速やかに左記口座に振り込み返還してくださいようお願いいたします。

〇〇銀行〇〇支店 普通預金  
口座番号〇〇 名義人〇〇  
なお、当方が保管している商品は早急にお引き取りください。  
平成〇〇年〇月〇日  
購入者 住所 氏名  
販売会社住所 販売会社名 代表者  
様

## 不可能な場合

- クーリング・オフ期間が過ぎた
- 健康食品や化粧品などの消耗品を使用した、一部を消費したりした
- セールスマンを自宅に呼び寄せて購入した
- 三千円未満の商品を受け取り、同時に代金を支払った
- 通信販売で購入した
- 乗用車を購入した
- セールスマンが職場の管理者に許可を得て社内セールス活動をした

## 可能な場合

- 法律に規定がある
- 業者が自主的に規定している
- 業者が個別の契約内容に乗り入れている
- 定められた期間内である
- 次の場合は、日数に関係なく無条件で解除ができます。
- 申込時・契約時に
  - ◆書面を受領しなかった場合
  - ◆書面にクーリング・オフの記載がない場合

## 悪質商法に関する相談、クーリング・オフなどの詳しい問合せ窓口

■新潟県消費生活センター（新潟市上所2-2-2：新潟ユニソンスラザ1階）  
☎(025)285-4196（相談専用電話）  
■生活環境課 生活環境係 ☎72-3131（内線142）

## ご利用ください、消費生活苦情相談。

毎月第1金曜日の午後1時30分～3時30分、役場1階相談室にて実施しています。新潟県消費者協会巻支部理事の皆さんが、あなたの相談にお答えします。相談は無料で、内容は厳守されます。お気軽にご利用ください。

# 4月28日(日)は 参議院新潟県選出議員 補欠選挙

**投票時間** 午前7時から午後8時まで  
真島一男参議院議員の死亡に伴い、4月28日に参議院新潟県選出議員補欠選挙が実施されます。忘れずに、投票しましょう。

○郵便による不在者投票  
有権者のうち、「表2」にあてはまる障害のある方は自宅や郵便による不在者投票ができます。郵便による不在者投票を希望する方は、4月24日(水)までに選挙管理委員会へ申し出てください。投票には巻町選挙管理委員会の発行する「郵便投票証明書」が必要です。証明書をお持ちでない場合は証明書の発行に時間がかかりますので、選挙管理委員会に早めに申し出てください。

\*寝たきりの場合でも「表2」に当てはまらない方は、郵便による不在者投票はできません。

○病院など指定施設での不在者投票  
入院中の方で、入院先などが不在者投票のできる施設に指定されている場合は、入院先などで不在者投票をすることができます。(巻町では町立巻病院、白寿荘、横の里が指定されています)投票を希望する場合は各施設に申し出てください。

○入場券を忘れずに  
選挙管理委員会では入場券を郵送しますので、投票の際にお持ちください。入場券は受付事務を正確にまた、迅速に行うための大切なものです。忘れずにお持ちください。(入場券の発送は4月11日以後になります。入場券が届く前でも不在者投票をすることができます)

表2 郵便による不在者投票のできる方

障害の程度		該当となる障害
身障者手帳を持っている方	戦傷病者手帳を持っている方	両下肢障害体幹の障害
1級か2級	特別項症から第2項症	
1級から3級	特別項症から第3項症	心臓障害・じん臓障害・呼吸器障害・ぼうこう障害・直腸・小腸障害
県知事が証明した方		障害の程度が上記に該当する方

●巻町で投票できる方  
昭和57年4月29日以前に生まれた人で、平成14年1月10日以前から巻町に住居登録されている方です。1月11日以後に県内の市町村から巻町に転入された方は、前住所地で投票することになります。また、4月1日以降に町内で転居された方は、前住所地の投票所で投票して頂くこととなりますので、お間違いないように。各地域の投票所は「表1」を参照してください。

●不在者投票は4月11日から  
○役場での不在者投票  
午前8時30分から午後8時まで、役場旧館1階相談室(南口から入って正面)で行います。

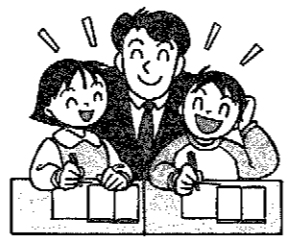
表1 投票所

投票所	場所	対象地区
第1投票所	町営体育館	1区・2区・4区・5区・6区・7区・8区
第2投票所	つくし保育園	3区・堀山団地・安尻・下和納
第3投票所	役場	9区・10区・11区・12区・中郷屋・葉萱場・農業大学校
第4投票所	保健センター	東6区・グリーンハイツ・白寿荘・洞頭・赤館
第5投票所	やすらぎ会館	13区・桔梗ヶ丘・割前・東汰上・羽田
第6投票所	漆山西保育園	桜林・栄町・並岡・馬堀上組・十二原・中組・高畑・下組・西下組・河井・柿島・山島・庚牛団地
第7投票所	漆山東保育園	漆山1の丁~8の丁・東町
第8投票所	かきの実保育園	竹野町・平成団地・前田・仁箇・すばる台ニュータウン・布目・稲島・伏部・鷺ノ木(一部)・天神町
第9投票所	入徳館野外研修場	松郷屋・平沢・福井・峰岡・舟戸・上木島・下木島・鷺ノ木
第10投票所	松野尾保育園	松野尾浦組・下組・前組・町組・興業第1・興業第2・新月・松山・大原
第11投票所	七浦保育園	角田浜・越前浜
第12投票所	四ツ郷屋分館	四ツ郷屋
第13投票所	ふるさと会館	五ヶ浜

●開票会場と時間  
会場 巻町体育館  
時間 4月28日(日)午後9時から

●問合せ  
巻町選挙管理委員会  
事務局 巻町役場1階第1会議室  
☎72-3131(内線1996)

## いよいよ4月から、 学校週5日制が始まります。



子どもたちの「生きる力」を  
育てるために...

### 「学校週5日制」について、 どのくらい準備が必要か?

●わが家では、これまでの土曜日の過ごし方と変わっていません。一か月に8時間家庭で過ごす時間が多くなるのですが、子どもが一人で過ごすことは子どもに決まっています。家庭学習が多くなればよいと思っております。

●小学生が二人います。私たちは土日が休みなので、家族で出かけたり、一緒に過ごす時間を増やしたりしたいと思っております。親について来るのは今のうちかと思うので、この時間を大切にしようと思っております。

●小学生と中学生がいますが、特に心配ありません。中学生は部活動が忙しいので、家にいる時間は休んでほしいと思います。小学生は遊ぶ時間が増えると思いますが、それでよいと考えています。勉強は学校でちゃんと分かるといって教えると思っています。

●子どもは塾や部活動が忙しいので、子どもの休みが多くなることは大いに賛成です。夏休みや冬休みは少し短くなるようですが、もっと短くしてもよいと思います。

●テレビや新聞などは、塾通いが増えるのではないかと報じています。うちの子も塾に通いたいと言ったやらやせたいと思いますが、行きたくないのなら効果はないと思います。今、どうしようかと迷っています。

●保育園は土曜日の希望保育や延長保育などがあるのでよかったです。小学校入学と同時に学童保育に預けるしかありません。知り合いの家で遊ばせてもらう方もいるようです。子どもをみて頂く方を探さず、土曜日の勤めをどうするか、これから相談します。

**お知らせ**  
『巻の教育』第21巻「無償配布について」  
広報まき2月25日号でお知らせしたところ、多くの方から申込みを頂きました。残部も20部ほどになっています。ご希望の方は、下記までお早めにご連絡ください。  
巻町教育委員会 学校教育課  
☎72-3131 (役場内)

子どもたちの健全な育成を目指した文部科学省の教育改革は、その根幹に学校週5日制を位置付けています。学校教育や社会教育の変化は、その改革の流れのなかにあります。しかし、枠組みの改革だけでは、子どもたちの「生きる力」や「他を思いやる心」は育ちません。真の改革は教師や保護者の意識改革に託されています。

21世紀を生きる子どもたちが、「幸せだ」と思えるようになるための教育環境作りを、学校も保護者も地域も真剣に取り組んでいくことが迫られています。学校としての責任、親としての責任をそれぞれが確実に果たしていくことを最優先しなければ、子どもたちに責任を果たすとは言えません。

これからの「巻の教育」が充実したものとできるよう、皆さんのご理解とご支援をお願いします。

巻町教育委員会 指導主事 袖山 兼一

#### ●●●シリーズ 学校週5日制に向けて

これまで学校週5日制について、いくつかの質問に答えてきました。4月からの実施を間近に控え、それぞれの関係機関でも準備を整えています。

学校からも、これからの学校教育がどのように変わっていくのか、子どもの生活がどう変化していくのかなど情報が寄せられるかと思えます。

しかし、大切なことは、子ども自身や保護者自身がきちんと話し合ってお互いにいくことです。

シリーズ最終回となった今号は、保護者などから寄せられた学校週5日制に対するご意見を掲載します。それぞれの家庭で話題にして頂ければ幸いです。

春、新しい季節です。

# 「国民健康保険」の 届け出を忘れずは!

春は就職・退職、進学・卒業など  
様々な異動が多くなる季節です。  
国保に加入している人が、上のよう  
な異動に該当する場合、窓口への  
届け出をお願いします。

## ●こんなときは14日以内に届け出を!

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に入るとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書
	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国人が入るとき	外国人登録証明書
国保をやめるとき	他の市区町村に転出するとき	保険証
	職場の健康保険に入ったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証 (後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	保険証、死亡を証明するもの
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、保護開始決定通知書
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、外国人登録証明書
	外国人がやめるとき	保険証、年金証書
その他	退職者医療制度の対象となったとき	保険証
	巻町内で住所が変わったとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり、いっしょになったとき	保険証
	出稼ぎや、長期の旅行に行くとき	
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書
保険証をなくしたとき (あるいは汚れて使えなくなったとき)	身分を証明するもの (使えなくなった保険証など)	

\* また、有効期限が3月31日までとなっている「学生用の保険証」をお持ちの方が、卒業や就職、編入等による申請期間の延長をする場合も手続きが必要です。家族にこれらの異動があった場合には、14日以内に届け出をお願いします。

## ●出産育児一時金受領委任払制度が始まりました

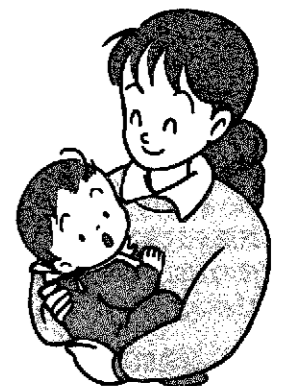
平成14年2月から、巻町国保加入者が出産するとき、病院での支払いの負担軽減を図るため、巻町国保から給付される出産育児一時金(30万円)を直接病院への支払いにあてることができる「出産育児一時金受領委任払制度」がスタートしました。

利用すると出産費用のうち30万円を超えた分だけを病院へ支払うことになるので、出産費用を全額用意する必要がなくなります。

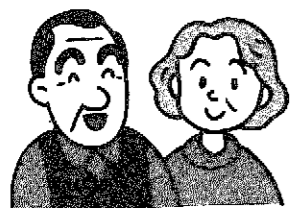
**【対象者】** 出産日に巻町国民健康保険に加入している分娩者のいる世帯の世帯主  
\* 他保険からの給付がある場合は対象外となります。

**【取扱病院】** 巻町と協定を結んでいる医療機関  
\* 出産する医療機関の窓口でご確認ください。  
(巻町国民健康保険と協定を結んでいない病院では利用できませんのでご注意ください)

**【方法】** 医療機関の窓口で手続き  
\* 手続きに必要なもの……保険証、印鑑、金融機関口座(郵便局以外)



問合せは・・・町民福祉課 国民健康保険係 ☎72-3131(内線:166)



元気でイキイキ

# 老人保健制度のご案内

70歳（一定の障害がある方は65歳）になると、「老人保健」制度で医療を受けることになります。

## ■今までと何が変わるの？

- ・お医者さんにかかる時の「一部負担金額」が変わります。
- ・お医者さんにかかる時は、「保険証」に加え「健康手帳」と「医療受給者証」が必要になります。

## ■資格の開始

①70歳になったら・・・対象者には町から通知をします。

70歳になった誕生月の翌月の1日から「老人保健」の対象になります。ただし、1日生まれの場合は、誕生月の1日から対象になります。

(例) 4月2日生まれの方▶5月1日から対象 4月1日生まれの方▶4月1日から対象

②65歳以上で一定の障害のある方は・・・対象者には町から通知をします。

## ■こんなときは必ず届け出を！

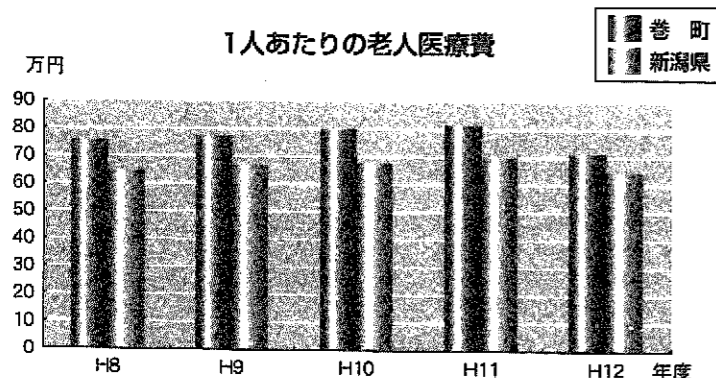
次のようなときは忘れず、早めに、手続きをしてください。

こんなとき	必要なもの	いつまでに
70歳になったとき	印かん・保険証	町が指定した日
転入してきたとき	印かん・保険証	14日以内
転出するとき	印かん・健康手帳・医療受給者証	転出するとき
住所が変わったとき	印かん・健康手帳・医療受給者証	14日以内
医療保険が変わったとき	印かん・保険証・医療受給者証	14日以内
一定の障害をもったとき	印かん・保険証と身障手帳、国民年金証書、診断書のいずれかの書類	認定申請はなるべく早く
死亡したとき	印かん・健康手帳・医療受給者証	14日以内
生活保護を受けるようになったとき	印かん・健康手帳・医療受給者証	なるべく早く

## ■“月に一度は保険証の確認を”

月に一度は保険証をお医者さんに見せてください。また、受診中に保険証が変わったり変わったことがわかったときは、お医者さんの窓口にも保険証が変わったことを伝えましょう。

## ■町の老人医療費は、県平均を上回っています



●老人保健制度のもとで安心して医療が受けられるのは、多くの人々の協力があるからです。医療費の増加は保険料の増額や各種サービスの本人負担額の増加など、結局は私たち自身にはね返ってきます。

●ふだんから健康づくりや上手な受診を心がけ、医療費を有効に使いましょう。

# お医者さんにかかるときは・・・

4月1日から、外来受診と訪問看護の自己負担額が次のとおり改定される予定です。

## ■外来のとき

・医院や診療所の場合（定率制、定額制は医療機関の選択）

◎定率1割負担制・・・月額上限額 3,200円

院内処方・・・医院窓口 3,200円

院外処方・・・医院窓口 1,600円

薬局窓口 1,600円

◎定額制・・・1日850円・・・月額上限額 3,400円

\* 同一月内において、同一医院では5回目からの負担はありません。

(薬局での支払いは無し)

・病院の場合・・・定率1割負担

◎200床未満・・・月額上限額 3,200円

院内処方・・・病院窓口 3,200円

院外処方・・・病院窓口 1,600円

薬局窓口 1,600円

◎200床以上・・・月額上限額 5,300円

院内処方・・・病院窓口 5,300円

院外処方・・・病院窓口 2,650円

薬局窓口 2,650円

問合せは・・・

高齢福祉保健課  
高齢福祉係

☎72-3131  
(内線：178)



## ■訪問看護を受けたとき

・訪問看護に要する費用の1割・・・ただし、同一の訪問看護ステーションでの月額上限額は3,200円です。\*施設によっては、1日につき640円（1か月5回まで負担）のところもあります。

## ■入院したとき

### 定率1割負担

区分	月額限度額
①一般の方	37,200円
②住民税非課税の世帯に属する方等	24,600円
③住民税非課税の世帯に属する方等で、 老齢福祉年金を受給している方	15,000円
④特定疾病の認定を受けている方	10,000円

②、③に該当する方は、「一部負担金限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、申請してください。

### 入院のときの食事代（1日あたり）

区分	標準負担額
①一般の方	780円
②住民税非課税世帯に属する方等	90日までの入院 650円 91日以降の入院 500円
③住民税非課税の世帯に属する方等で、 老齢福祉年金を受給している方	300円



## ■高額医療費の支給があります

入院にかかった自己負担額が30,000円（住民税非課税世帯等は21,000円）を超えた老人医療受給者が、同一月に同一世帯で複数いた場合、その合計額が37,200円（住民税非課税世帯等は24,600円）を超えた分が申請により支給されます。

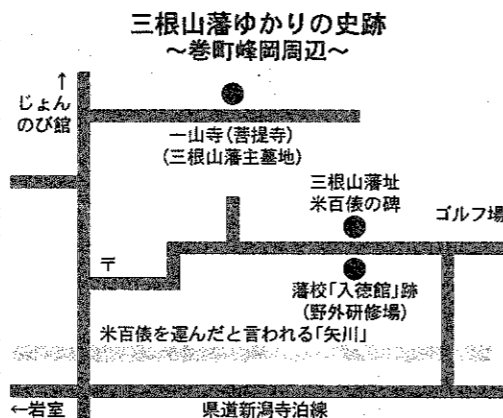


温故知新

米百俵のふるさと

# 三根山藩

これからの季節、訪れてみてはいかが…



2月に発刊された絵本「米百俵の送り主 越後三根山藩」は、各方面で大きな反響を呼び、全国から問合せが殺到しています。今では、米百俵を人材育成のために活用した長岡藩のみならず、苦しい藩財政のなか、絆を重んじて米を送った三根山藩も注目を浴びるようになりました。

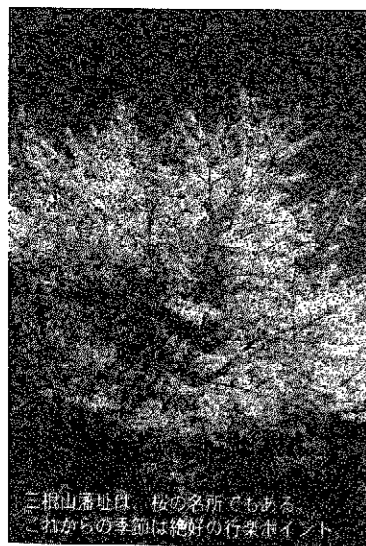
町では、「米百俵のふるさと三根山藩」をより多くの方から知って頂くよう、現在に入徳館野外研修場となつて三根山藩の藩庁跡に、米百俵を送つた経過や三根山藩の歴史などを解説した案内板を設置しました。

この案内板は、三根山藩由来の周辺の史跡なども分かりやすく解説されていて、この場所を訪れた皆さんから米百俵、そして三根山藩について理解を深めて頂けるものとなっています。

また、巻町文化会館ロビーでは、絵本で紹介された米百俵、三根山藩を解説したパネルを展示しています。お近くにお出の際は、ぜひお立ち寄りください。



三根山藩開府350年を記念して、昭和59年11月に建立された「米百俵の碑」。



三根山藩址。校の名所でもある。これからの季節は絶好の行楽ポイント。

## 勲六等単光旭日章を受章



前巻町議会議員 (故)鈴木 司さん

【越前浜】

平成13年12月14日に亡くなられた、前巻町議会議員(故)鈴木司さんに対し、勲六等単光旭日章が叙勲されました。

鈴木さんは、昭和62年に巻町議会議員に初当選され、平成11年までの3期12年間にわたり議員として活躍。特に、平成7年からの4年間は議会運営委員長として議会の円滑な運営に尽力されました。謹んでご冥福をお祈りします。

# 巻病院では、病気がどの程度なら他の病院に転院せずに治療ができるのですか？

—ある主婦の方から

## 地域医療における巻病院の役割

「病気がどの程度」という言葉が「どんな病気(病名)」という意味ならば、明らかに病名だけで転院していただくような病気がない訳ではありません。しかし、数え切れない病名を並べても意味がありません。また、馴染みのある病名についても、その病気の進行度や重症度は千差万別であり、判断が容易でないケースも少なくありません。したがって、「病気の程度」は一般的に説明できるものではなく、患者さんごとにそれぞれの病状を説明することになります。

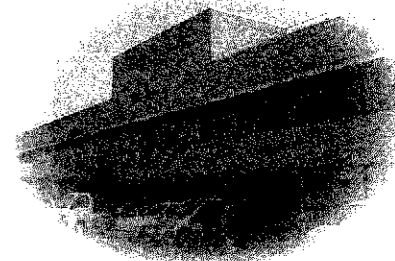
もし、ご質問の趣旨が「どうせ巻病院にかかっても、他の病院に回されるのが分かっているなら、初めから大きな病院にかかりたいので、その判断基準を教えてください」ということでしたら、これは現実的な考え方ではないと申し上げたいと思います。なぜなら、病気が診療機関で診察や検査を受けて初めて病名が分かるものであり、一般の方々が病気を診断することは、難しく危険なことだからです。また、国は限られた医療資源を無駄なく使うために、まず身近な診療機関で受診することを奨めています。大病院での受診は、待ち時間が多かり、交通費がかさんだりしますし、何より外来患者さんが殺到しますと、大病院の本来の機能である高度医療ができなくなる恐れが出てきます。これを防ぐために、大病院には、紹介状なしで受診すると特別料金を徴収する所が多い

ようです。まずは身近な診療機関で受診していただきたいと思います。

さて、ここで巻病院の地域医療上の役割についてご説明します。巻病院の正式名称は「巻町国民健康保険病院」といいます。国民健康保険(以下「国保」)の保険者が直接開設運営する診療機関(国保直診)という意味です。国保直診の使命は、国保加入者がどんな条件下でも医療給付を平等に受けることができるように医療を提供することです。そのほかに、町民の皆さまが常に健康で過ごせるための保健活動や、治療後に自宅へ戻った方々の健康維持・リハビリ・看護・ヘルプなどの福祉事業への参加やそれらの調整をすることです。

巻病院はもちろんこの保健・医療・福祉の一体化した「地域包括医療」の中心的な役割を果たしていますが、まだ町民の皆さまには十分その顔が見えていないようです。医師不足などの大きな問題もありますが、今後は「国保直診」として、皆さまから身近な相談を受ける診療機関としての役割のほかに、より積極的に健康教育・健康審査・地域リハビリなどの院外活動を行い、「皆さまから健康で幸せな生活を送っていただけるための巻病院」を理解していただけるよう努力していきたいと考えています。

町立巻病院長 田中 稲実



町立巻病院が誕生する発端は、昭和4(1929)年に設立した巻町外二か村隔離病舎組合(巻町・峰岡村・漆山村)の施設老朽化による病舎の改築問題がきっかけだった。戦後、衛生法の改正によって伝染病舎は病院または診療所に併設されることが条件となっていた。昭和25年、巻町議会において県立病院の誘致を全会一致で可決。隔離病舎は昭和28年1月に完成し、巻町は県立病院昇格を目指して「巻診療所」の建設に着手した。この巻診療所は昭和29年6月に完工、昭和30年11月には隔離病舎を統合し「巻町国民健康保険直営町立病院」として開院した。当時の診療科目は内科、外科、小児科、産婦人科などで、院長ほか医師2名、看護婦6名、一般病棟10床、結核病棟30床、伝染病棟20床だった。





# 平成14年度 公民館趣味実務教室生徒募集

巻町公民館・峰岡地区公民館・漆山地区公民館では、平成14年度趣味実務教室の生徒を募集しています。仲間と一緒に楽しく、生き生きとした時間を過ごしませんか。申込みは各公民館へ、お気軽にどうぞ。

巻町公民館 ☎72-3329

期間は5月～翌年3月(子ども将棋教室は4月から)、申込期限は4月15日(月)です。(途中でも随時ご相談ください。申込少数の場合は、中止になることもあります)開級式は、はがきで通知します。

教室	開催日	時間	経費(1か月)	定員	講師	
子ども将棋	第2・4日曜日	午前9時～11時30分	1,000円	30人	上野伸一・宝輪寅雄 堀谷晴一	
水墨画	第2・4土曜日	午後1時30分～3時30分	1,000円	30人	佐野宏作	
大正琴	第2・4日曜日	午後1時～3時30分	1,000円	30人	金子秀樹	
書道	第1・3月曜日	午後7時30分～9時30分	1,000円	30人	東海林 余志朗	
紙粘土	第1・3土曜日	午前9時30分～11時30分	1,000円	20人	小林 美津子	
いけばな (池坊)	第1・3・4水曜日	午前9時30分～11時30分	1,500円 (材料費別)	30人	南須原 露	
	第1・3・4金曜日	午後1時30分～3時30分	1,500円 (材料費別)	30人	南須原 静	
	第2・4水曜日	午後7時30分～9時30分	1,000円 (材料費別)	30人	本間 リオ	
	第1・3水曜日	午後7時30分～9時30分	1,000円 (材料費別)	30人	南須原 露	
茶道	裏千家流	第1・2・3水曜日	午前9時30分～11時30分	1,500円	30人	平原 良子
	宗徳流	第1・2・3木曜日	午後7時30分～9時30分	1,500円	30人	石山 喜代恵
	石州流	第2・3・4月曜日	午後7時30分～9時30分	1,500円	30人	山崎 イツ
絵画(油絵・水彩画)教室	第2・4水曜日	午後7時30分～9時30分	1,000円 (材料費別)	30人	小黒 隆彦	
切り絵	第1・3月曜日	午前9時30分～11時30分	1,000円	20人	結城 吉雄	
ペン習字	第1・3・4木曜日	午後7時30分～9時30分	1,500円	20人	中野 徹也	

峰岡地区公民館 ☎73-4055

教室	開催日	時間	講師
いけばな(池坊)	第2・4木曜日	午後7時30分～	玉木藤三郎
表具	毎週水曜日	午後1時30分～	代表 久保田晴耕
料理	第1月曜日	午後7時30分～	野内 知子
お父さんの料理	5・6・7・9・10月の第2土曜日	午前10時～	野内 知子
大正琴	第1・3木曜日	午後7時30分～	小林由美子

漆山地区公民館 ☎73-2660

教室	開催日	時間	講師
書道	第2・4水曜日	午後7時～	田辺 茂
いけばな(池坊)	第1・3水曜日	午後7時～	伊藤 フミ
大正琴	第1・3月曜日	午前9時～	大谷 芳
表具	第2・4金曜日	午前9時～	大泉 二郎
詩吟	第1・3木曜日	午後7時～	山田 吉也
カラオケ民謡	第1・3月曜日	午後1時30分～	市川イツ子(越ひかり)
囲碁・将棋	第1土曜日・第3日曜日	午後1時30分～	(会員同士の研究と競技)
グラウンドゴルフ	毎週月・水・金曜日	午後1時30分～	(会員同士のふれあいと競技)
ゆとり教室	第3金曜日	午後6時～	(会員同士のふれあいと研究)
切り絵	第2・4土曜日	午前9時～	結城 吉雄

## 大人のためのピアノ教室

公民館では、生涯学習の一つとして「大人のためのピアノ教室」を開催します。ピアノは初めて、楽譜が読めない、ピアノが大好き!...そんな方、大歓迎です。皆さん、ふるってご参加ください。

開催期間 6月26日～8月28日の毎週水曜日(計10回)  
時間 午前10時～11時  
会場 巻町公民館 3階小ホール  
対象 初心者でピアノを弾きたい町民先着12人(定員になり次第締切)  
参加費 8,000円(テキスト・楽器使用料含む)  
申込期限 4月15日(月)  
申込み・問合せ 巻町公民館 ☎72-3329

## 親子体操教室開催

4月から専門講師による、未就園児親子を対象とした体操教室が始まります。多数の参加をお待ちしています。お気軽にご参加ください。  
毎月1回 第2木曜日  
(4月は11日開催)  
午前10時～11時30分  
めぐみ保育園  
未就園児親子  
めぐみ保育園 さまへ  
☎72-7138

## 新規卒業者等求人受理説明会

平成15年3月新規学校卒業者を対象とした求人受理について、次のご説明会を開催します。  
採用予定のある企業の方は、参加ください。  
とき 5月29日(水)  
午後1時30分～  
ところ 吉田町産業会館  
(吉田町東栄14-12)  
問合せ ハローワーク巻  
☎72-3155



## 信濃川大河津資料館・周辺公園オープン

信濃川大河津資料館は、昭和53年に信濃川治水百周年を記念してオープンした。大河津分水路の歴史などを展示した資料館です。現在リニューアル工事実施中のこの資料館が、装いも新たに4月18日(木)の午後オープンします。(オープン当日から見学可能)  
新しい資料館は「触れる」「体感する」資料館として、河川を総合的に学び空間となります。ぜひ一度、お出かけください。  
問合せ 国土交通省信濃川工事事務所 大河津出張所  
☎(025)972121

## 「波の会」定例会開催

日本てんかん協会「波の会」では、次のご説明会を開催します。お気軽にお出かけください。  
とき 4月9日(火)  
午前9時～正午  
ところ 保健センター  
内容 ビデオ学習会ほか  
問合せ 五十嵐さん  
☎72-7059

## お知らせ

### 各種証明書の用紙等が変更になります

住民課で交付されている各種証明書の一部について、4月から用紙・公印の色が変更になる予定です。変更点は、次のとおりです。  
問合せ 住民課 ☎723131 (内線153)

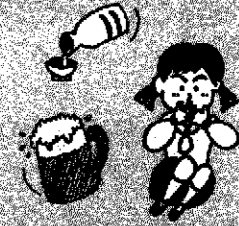
	変更前	変更後
変更の対象となる証明書等	住民票・転出証明書・印鑑登録証明書・身分証明書・税証明書・営業証明書など	
用紙	主に白色	改ざん防止を施したもの
公印の色	朱色	黒色

ハイ! 県民のダイヤルです  
(025)285-7000  
※情報は正午に切り替えます。  
※緊急な消費生活情報がある場合、予定を変更することがあります。

くらしに生かそう 消費者契約法	4月1日～8日
クーリング・オフ制度とは	4月8日～15日
消費生活センターに相談する時は	4月15日～22日
契約の成立とは	4月22日～30日
消費生活相談事例～アポイントメントセールス～	4月30日～5月7日

## 4月は未成年者飲酒防止強調月間です

成長期にある未成年者の飲酒は、身体的・精神的・社会的にさまざまな害をもたらすとされています。しかし、いまだ未成年者の飲酒は後を絶たない状況です。法律では、未成年者の飲酒を禁止するとともに、親には「未成年者である子どもの飲酒を制止すること」、酒類を扱う販売業者や飲食業者には「未成年者が自ら飲むことを知りながら酒を販売しない」、未成年者と思われる場合には運転免許証等により年齢を確認するなどの義務」を定めています。未成年者の飲酒防止のために、学校での教育のほか家庭や地域社会において「なぜ未成年者がお酒を飲んではいけないのか」をしっかりと説明し、飲酒をさせないよう注意していきましょう。



巻町 巻税務署

赤ちゃんの健康のために  
会場/保健センター

3歳児健診

**対象** 平成11年2月生まれの幼児  
**とき** 4月3日(木)  
午後1時20分集合  
**内容** 内科検診、歯科検診、身体計測、視聴覚検査、尿検査、保健婦の問診、栄養指導  
**持ち物** 母子手帳、目・耳のアンケート、尿検査の尿、お子さんが家でよく読んでいる絵本

1歳6か月児健診

**対象** 平成12年9月生まれの幼児  
**とき** 4月11日(木)  
午後1時20分集合  
**内容** 内科検診、歯科検診、身体計測、保健婦の問診、栄養指導  
**持ち物** 母子手帳、お子さんが家でよく読んでいる絵本

〈歯科検診受診時のお願い〉

昼食後は歯を磨き、以後何も食べさせないでください。



4月 町民生活カレンダー  
1~15日 (□=時間 △=会場)

1月	●行政相談 □午前9時~正午 △役場1階相談室 ○得雲荘休館日 ○郷土資料館休館日
2火	
3水	◆3歳児健診 □午後1時20分集合 △保健センター ■親子遊びの会 □午前10時30分~11時30分 △どんぐりの舎 ●介護保険相談 □午前10時~午後5時 △ふれあい福祉センター ◎じよんのび館休館日
4木	●心配ごと相談 □午前10時~午後1時 △役場1階相談室
5金	●消費生活苦情相談 □午後1時30分~3時30分 △役場1階相談室
6土	★町立巻病院外来診療休診日 ★役場閉庁
7日	▶休日救急当番医 (14ページ参照) ●心配ごと相談 □午前10時~午後1時 △ふれあい福祉センター ○得雲荘休館日 ○郷土資料館休館日
8月	○得雲荘休館日 ○郷土資料館休館日
9火	
10水	■親子遊びの会 □午前10時30分~11時30分 △どんぐりの舎 ●介護保険相談 □午前10時~午後5時 △ふれあい福祉センター 住民課窓口 時間延長 (午後7時まで)
11木	◆1歳6か月児健診 □午後1時20分集合 △保健センター ●心配ごと相談 □午前10時~午後1時 △役場1階相談室
12金	
13土	★町立巻病院外来診療休診日 ★役場閉庁
14日	▶休日救急当番医 (14ページ参照) ○郷土資料館休館日
15月	○得雲荘休館日 ○郷土資料館休館日

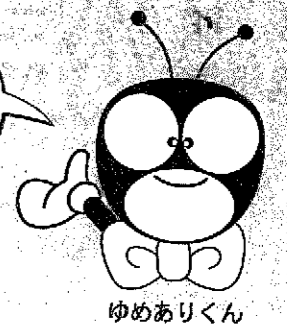
国民年金からのお知らせです。

問合せ：町民福祉課 国民年金係 ☎72-3131

納め忘れはありませんか

お手元に納め忘れの納入通知書はありませんか。平成13年度分の納入通知書は、4月を過ぎると使用できなくなります。3月分までで納め忘れのある方は、町内金融機関での納付をお願いします。

保険料をきちんと忘れずに納めれば、将来も安心だね。



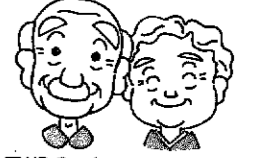
こんな時は届出を

就職・退職などにより、加入者の種別が変わることがあります。届出をしなかったために、将来、年金が受けられなくなることがありますので、人生の節目、節目には必ず届出をしてください。届出に必要な物は、印鑑・年金手帳などです。また、このほかに書類が必要な場合がありますので、届出前に国民年金係まで問合せください。

平成14年4月から免除制度が変わります

- ①申請免除は、原則として「前年の所得」により判定されます。
- ②半額免除制度が始まります。
- ③夜間・通信制の学生が、学生納付特例制度の対象者になります。詳しくは問合せください。

高齢福祉年金を受給されている方へ



4月期分(12・1・2・3月分)を4月11日から受給できます。国民年金証書(緑色の証書)と印鑑を持って決められた郵便局で年金を受け取ってください。

求人情報

地元企業ではあなたの活力を求めています。

【就職を希望する方は巻公共職業安定所(ハローワーク巻) ☎72-3155へ】

整理番号	事業内容	所在地	求人職種	人数	年齢	賃金(千円)	勤務時間
1	土木工事業	四ツ郷屋	土木技術者	2	不問	180~300	8:00~17:00
2	医薬品・化粧品小売業	馬堀	薬剤師	3	22~50	220~320	9:00~19:00
3	歯科診療所	6区	歯科衛生士	1	20~35	140~165	8:30~18:00
4	医薬品・化粧品小売業	東6区	薬剤師	1	不問	235~410	9:00~18:00
5	一般診療所	東6区	看護師	3	21~35	205~275	8:30~18:30
6	病院	東6区	看護師	1	22~40	182	8:30~17:15
7	ソフトウェア業	越前浜	プログラマー、CG	1	20~35	230~420	9:00~17:30/9:30~18:00
8	ソフトウェア業	6区	プログラマー	2	20~28	150~250	8:30~17:30
9	各種食料品小売業	5区	生鮮販売	1	不問	138.2~250	9:00~18:00
10	家庭用機械器具小売業	12区	ゲームソフト店頭販売員	1	18~23	135~300	10:00~22:00
11	産業用機械器具賃貸業	漆山	営業	1	22~35	170~300	8:00~17:30
12	木造建築工事業	湯頭	営業	2	20~40	172.5~420	9:00~18:00
13	理容業	5区	理容師及び理容師見習	2	不問	122~200	8:45~18:30
14	一般貸切旅客自動車運送業	馬堀	バス運転手	1	25~50	150~230	8:30~17:30
15	一般貨物自動車運送業	松野尾	運転手	1	21~35	232~250	8:00~17:00
16	内装工事業	仁箇	内装工及び見習工	2	18~35	130~370	8:00~17:00
17	管工事業	12区	配管工	2	20~35	160~250	8:00~17:00
18	旅館	漆山	清掃係	3	25~45	120	9:00~18:00
19	歯科診療所	3区	歯科衛生士	1	20~45	0.8~1.2	9:00~12:00/14:30~18:00 9:00~18:00の間の5時間
20	食堂、レストラン	漆山	配膳及び洗いの担当	1	18~35	0.8~0.9	17:00~22:00の間の4時間
21	各種商品小売業	東6区	食品チェッカー	2	20~45	0.705~0.82	9:30~15:30/14:15~20:15 10:00~16:00
22	食堂、レストラン	12区	給仕、調理補助及び配達員	2	18~35	0.7~0.8	10:30~14:30/17:00~20:30
23	自動車卸売業	湯頭	ルート配達、集荷補助	1	20~35	0.75~0.78	9:30~16:30
24	旅館	漆山	清掃係	2	25~50	0.75	18:00~0:00
25	建物サービス業	東6区	クリーンクルー	1	30~55	0.7	16:00~21:00

19~25は時間給

~相談無料・秘密は固く守ります~

## 心配ごと相談

**開設日** 毎週木曜日(役場1階相談室)  
毎月第1日曜日  
(ふれあい福祉センター)

**時間** 午前10時~午後1時(予定)  
(4月から時間が変更になります)

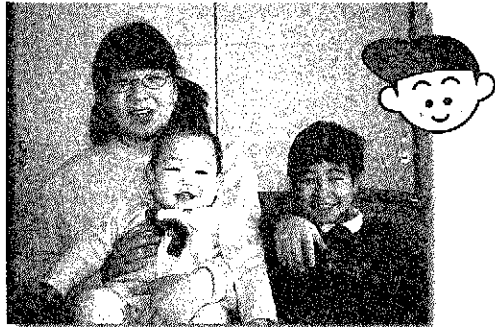
毎日の暮らしの中で起こるさまざまな問題…家庭内(夫婦、親子、結婚、離婚、生活、相続等)、親族間、近隣間のもめごと・その他の心配ごとや悩みごとなどについて、相談に応じます。

お気軽にご相談ください。

**問合せ** 巻町社会福祉協議会  
☎73-3356

# まちの にゅーぶえいす

しゅうと  
内山 柊杜くん [東6区：1歳]



- お父さん：智行さん ●お母さん：恵理子さん
- 名前の由来：冬に生まれたこと、「柊」の字を使ったかったこと、お父さんがサッカーが好きなことから。
- 名付け親：お父さん
- 最近のお気に入り：ごはん、ミニカー遊び、8歳年上の『良介』お兄ちゃん！
- 両親からのメッセージ：元気に大きくなってね、そして大きくなったら一緒にサッカーをしようね。
- お兄ちゃんからのメッセージ：大きくなったら勉強を教えてあげるよ。

「いつもお兄ちゃんと同じことをしたがるんですよ」との言葉どおり、この日も早速「ボクもこれが欲しい！」とお兄ちゃんの腕時計に手を伸ばす「しゅうくん」にこにこ笑顔がとってもかわいい男の子です。

## お誕生

### おめでとう

(3月1日～15日届出分)

名前	誕生日	保護者	地区
田辺 優月	2.22	弘二・洋子	馬堀下組
小林 真	2.22	研・雅子	12区
加藤 晴織	2.26	文彦・晴子	東6区
大澤 史織	2.26	一樹・紀美子	竹野町
大吉 春香	2.28	弘・多実子	葉萱場
佐藤 和波	2.28	浩一・亜由子	平成団地
小池 翔太郎	3.3	正行・正子	東6区
山本 風那	3.5	誠二・幸恵	13区
館 彩	3.11	直樹・早苗	4区

## ごめい福を

### お祈りします

(3月1日～15日届出分)

名前	亡くなった日	年齢	地区
櫻井 フジ	3.3	93	葉堂場
阿部 一郎	3.4	97	3区
若月 四郎	3.6	85	稲穂島
本水 甚兵衛	3.6	88	稲穂島
水倉 庄二	3.9	84	10区
真田 キヨ	3.10	84	新割
石塚 与士衛	3.10	75	新割
石部 館男	3.11	85	ヶ
阿部 場三	3.11	72	五河
藤 正吾	3.13	85	伏
渡 三ヨ子	3.13	55	13区

\*「個人情報保護条例」を施行したことに伴い、「お誕生おめでとう」「ごめい福をお祈りします」欄は、掲載の同意があった方を記載しています。

正解者5人の方(正解者多数の場合抽選)に図書券(1,000円分)をプレゼント。ふるってご応募ください。



## 3月25日号

- 問題① 「悪質商法」の主なターゲットは、若者と〇〇者。
- 問題② 70歳(一定の障害のある人は65歳)になると、〇〇〇制度で医療を受けることになります。

- 応募方法 下記を参照のうえ、はがきでご応募ください。
- 締切り 平成14年4月10日(水) (当日消印有効)
- 発表 表 広報まき 4月25日号

50 〒953-8666

巻町企画開発課  
広報広聴係

(住所を書かなくても届きます)

解答

① \_\_\_\_\_ ② \_\_\_\_\_

住所 氏名  
年齢 年齢  
電話番号 番号

町に対する意見・要望など

\* 広報クイズ応募以外でも町に対する意見・要望をお待ちしています。

## おめでとうございます

2月25日号 (No.155)  
広報クイズ当選者

住民課窓口で抽選して頂いた結果、正解者35人のうち次の5人の方が当選となりました。おめでとうございます。

- 大越 エイさん (3区) ●原田加奈子さん (堀山団地)
- 倉持智栄子さん (東6区) ●中村 勝さん (馬堀上組)
- 小川真奈美さん (越前浜)

たくさんの応募ありがとうございました。  
前回の正解 ① 学校週5日制 ② 763件

## ご厚意に感謝します

●巻北小学校PTA(堀内孝会長)から、巻北小学校に木製テレビ台6台(249,900円相当)の寄贈を頂きました。ありがとうございました。

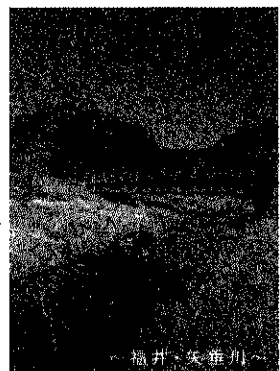
## しゃつた=ちゃんす =表紙のはなし=

### 水ぬるむころ

春分も過ぎ、柔らかな日差しが心地よい季節となりました。天気の良い日には青く澄んだ海を眺めたり、可憐な山野草を探して角田山を散策したりと、自然と体もアウトドア。

この冬は雪も少なく暖冬でしたが、雪国の春は、ほかの地方とはちょっと違った趣を感じさせます。木々が芽吹き始め、草花も一斉に花をつける様は、いかにも新しい季節の到来を感じさせてくれます。

花といえば、巻町では角田山に群生する雪割草やカタクリ、上堰漏公園の菜の花などが有名です。でも、春を代表する花といえばやっぱり桜。今年の巻町周辺の開花予想は、例年よりも8日早い4月3日ごろとなっています。



堀内・英雄川

